

# TPP11の概要

## 1 意義

### ○経済的意義

- モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場(世界のGDPの約13%、貿易総額の15%、人口約5億人)を作り出す。
- 今後、人口減少が見込まれる我が国にとって、アジア太平洋地域の巨大市場を活用することで新たな成長が期待される。

### ○戦略的意義

- 自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに今後の世界の貿易・投資ルールの新たなスタンダードを提供。
- アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長・繁栄・安定にも資する。

## 2 経緯

- |            |  |
|------------|--|
| 2010年3月    | TPP交渉開始(当初は8か国)                                |
| 2013年7月    | 日本が交渉参加  |
| 2016年2月    | TPP12署名(於: NZ・オークランド)                          |
| 2017年      |  |
| ・1月20日     | 日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通知                           |
| ・1月23日     | トランプ大統領、TPP離脱の大統領覚書                            |
| ・3月14-15日  | TPP11閣僚会合(チリ)                                  |
| ・5月21日     | TPP11閣僚会合(ベトナム・ハノイ)                            |
| →          | TPPの早期発効に向けた選択肢を11月のAPEC首脳会合までに検討することで合意       |
| ・7月-11月    | TPP11首席交渉官会合(4回開催)<br>(於: 箱根、シドニー、高輪、舞浜)       |
| ・11月8-10日  | TPP11閣僚会合(ベトナム・ダナン)                            |
| →          | 11か国によるTPP新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意(大筋合意) |
| 2018年1月23日 | 首席交渉官会合(東京)にて協定文確定                             |
| 2018年3月8日  | 署名式(チリ・サンティアゴ)                                 |

## 3 TPP11協定の主な内容

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」  
条文概要(全7条)

第1条 TPP協定の組み込み

第2条 特定の規定の適用の停止(凍結)

→ 22項目を凍結(うち11項目は知的財産関連) ※次頁参照

第3条 効力発生(6か国の締結完了)

第4条 脱退

第5条 加入

第6条 本協定の見直し

→ TPPの効力発生が差し迫っている場合又はTPPが効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。

第7条 正文(英、仏、西)

## 凍結項目一覧

- 急送少額貨物（第5・7条1（f）の第2文）
- ISDS（投資許可、投資合意）関連規定（第9章）
- 急送便附属書（附属書10-B 5及び6）
- 金融サービス最低基準待遇関連規定（第11・2条の一部等）
- 電気通信紛争解決（第13・21条1（d））
- 政府調達（参加条件）（第15・8条5）
- 政府調達（追加的交渉）（第15・24条2の一部）
- 知的財産の内国民待遇（第18・8条（脚注4の第3～4文））
- 特許対象事項（第18・37条2、第18・37条4の第2文）
- 審査遅延に基づく特許期間延長（第18・46条）
- 医薬承認審査に基づく特許期間延長（第18・48条）
- 一般医薬品データ保護（第18・50条）
- 生物製剤データ保護（第18・51条）
- 著作権等の保護期間（第18・63条）
- 技術的保護手段（第18・68条）
- 権利管理情報（第18・69条）
- 衛星・ケーブル信号の保護（第18・79条）
- インターネット・サービス・プロバイダ（第18・82条、附属書18-E、附属書18-F）
- 保存及び貿易（第20・17条5の一部）
- 医薬品・医療機器に関する透明性（附属書26-A第3条）
- ブルネイの投資・サービス留保表の一部（附属書IIの一部）
- マレーシアの国有企業留保表の一部（附属書IVの一部）

# TPP11の効果

## 経済効果

### < TPP11 >

- ・ 実質GDP：約1.5%押し上げ  
(2016年度GDP水準で換算すると約8兆円に相当)
- ・ 労働供給：約0.7% (約46万人) 増加

上記の経済効果は、一時的な需要喚起ではなく、我が国の成長力を持続的に高めるもの。

(参考) TPP11発効による農林水産物の生産額減少額 : 約900~1,500億円

## 21世紀型ルール(主要なもの)

### < 投資 >

投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止

### < 貿易円滑化 >

急送貨物の迅速な税関手続(6時間以内の引取)を明記

### < 電子商取引 >

国境を越える情報の自由な流通の確保、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止

ソースコード(ソフトウェアの設計図)移転・アクセス要求の禁止、サーバー現地化要求の禁止

### < 国有企業 >

非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止

### < 知的財産 >

模倣・偽造品等に対する厳格な規律